

池子住宅地区から排出される一般廃棄物の処理・処分に関する協定書

逗子市と米海軍横須賀基地施設本部（以下「横須賀基地」という。）との間で、次のとおり協定する。

第1条 逗子市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号。以下「条例」という。）の規定を準用して、次条の施設から排出される一般廃棄物を処理・処分し、横須賀基地は、法及び条例を尊重し、減量化、資源化並びに廃棄物の適正処理に関する逗子市の施策に積極的に協力しなければならない。

第2条 一般廃棄物が排出される施設は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に基づいて合衆国軍隊が使用する次の施設とする。

施設名	所在地
池子住宅地区	神奈川県逗子市池子

第3条 横須賀基地は、一般廃棄物を排出するときは、別表に掲げた一般廃棄物の種類別の分別を行わなければならない。この場合において、一般廃棄物を排出する一日当たりの総量は6トン以内とする。

2 前項の規定により一般廃棄物を排出するときは、法第7条の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼しなければならない。

3 第1項の別表は、一般廃棄物の処理方法が変更されるときは、改正しなければならない。

第4条 横須賀基地は、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 感染性のあるもの
- (6) 施設の維持管理上発生するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、逗子市が処理できないもの又は処理に著しい支障があるもの

第5条 横須賀基地は、第1条に規定する処理・処分に係る処理費負担金を支払わなければならない。

2 前項の処理費負担金の額は、次の算式により算定した額とする。

1996年度(1996年4月1日~1997年3月31日)の処理費負担金
1994年度(1994年4月1日~1995年3月31日)ランニングコスト実績×持込排出量
(18,446円/トン)

1997年度(1997年4月1日~1998年3月31日)の処理費負担金
1994年度(1994年4月1日~1995年3月31日)ランニングコスト実績×持込排出量
(18,446円/トン)

1998年度(1998年4月1日~1999年3月31日)の処理費負担金
1994年度(1994年4月1日~1995年3月31日)ランニングコスト実績×持込排出量
(18,446円/トン)

1999年度(1999年4月1日~2000年3月31日)~2001年度(2001年4月1日~2002年3月31日)の処理費負担金
1997年度(1997年4月1日~1998年3月31日)ランニングコスト実績×持込排出量

2002年度(2002年4月1日~2003年3月31日)~2004年度(2004年4月1日~2005年3月31日)の処理費負担金
2000年度(2000年4月1日~2001年3月31日)ランニングコスト実績×持込排出量
(以下、同算式による。)

3 第1項の処理費負担金は、第3条の一般廃棄物収集運搬業者が逗子市の発行する納付書に基づき支払わなければならない。

4 前項の規定による支払いが履行がされないときは、横須賀基地が支払わなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項について疑義を生じたときは、逗子市と横須賀基地が協議して定める。

この協定は、日本語及び英語により作成し、各々日本語及び英語の署名入り正文の各1通を保有する。

1996年(平成8年)3月26日

平井義男

平井義男

逗子市長

William H. Ridge

ウィリアム H. リッジ

米海軍施設本部横須賀
司令官